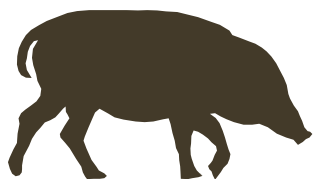


第 1 章 青梅市の緑を取り巻く 現況と課題

- 1 緑を取り巻く都市の概況
- 2 青梅市の緑の特徴
- 3 青梅市の緑の現況
- 4 緑のまちづくりにあたっての課題



第1章 青梅市の緑を取り巻く現況と課題

1 緑を取り巻く都市の概況

1) 都市特性

本市は、東京都の西北部、都心から約40～60km圏に位置し、「秩父多摩甲斐国立公園」の玄関口にある豊かな自然環境に恵まれた都市です。

市の総面積は、東京都の約5%を占める103.26km²と広大で、その約60%を占める豊富な森林と東西を貫く多摩川は、市民に憩いと潤いを与えるとともに首都圏における観光・レクリエーションの場として賑わっています。

市域西部には御岳山に代表される山地が分布し、それらの山地の樹林地を水源とする多摩川水系や荒川水系の河川が多く流れています。東部の扇状地には市街地が形成され、その南北には丘陵地が市街地を包み込むように分布し、そのさらに東は農地が分布しています。



青梅市の位置
資料：国土数値情報

2) 緑を取り巻く社会動向

緑の基本計画を改定する上で、整理すべき社会環境の変化やまちの特性、さらには法体系の変化などを以下のように捉えます。

◆防災まちづくりに対する意識の高まり

- ・東日本大震災をはじめとした大災害の発生による防災意識のいっそうの高まり

◆生物多様性への関心の高まり

- ・生物多様性の保全のための地域の取り組みや緑のはたらきの重要視と関心の高まり

◆深刻化する地球規模の環境問題への対応

- ・環境問題に対応するため、バイオマス利用やヒートアイランド対策への寄与などの緑の機能を活かした低炭素都市づくりの推進

◆人口・世帯構造の変化と超高齢社会の進展

- ・超少子高齢社会等に対応した子どもを安心して育てられる環境づくりや、長寿社会における健康づくりなどの取り組みの推進

◆ユニバーサルデザイン・バリアフリーの浸透

- ・ユニバーサルデザインの考え方にもとづくバリアフリー化の推進

◆美しい都市づくりへのニーズ拡大

- ・景観法の施行とともに、美しい都市づくりへの市民からのニーズも拡大

◆地域資源を活かした地域活性化への期待の高まり

- ・観光産業の振興、山地・農地を活用した新たな地域産業の育成などの地域活性化方策への期待の高まり

◆緑に関する法律・制度等の充実

- ・都市緑地法等の改正や都の方針の策定による緑化・緑地保全の推進

◆厳しい財政運営への対応

- ・厳しい財政運営の中での、効率的・効果的な取り組みの推進

2 青梅市の緑の特徴

きれいな水と空気と豊かな暮らしをみんなに届ける緑

多摩川とその支流や、荒川水系の成木川、黒沢川、霞川など、市内には多くの河川が流れており、その源流域の山々の多くは森林となっています。森林には水源かん養や二酸化炭素の吸収・蓄積などの諸機能があり、**きれいな水と空気**をつくりだしています。それらの水と空気は市民だけでなく都民にも供給され、人々の生活を支えています。



多摩川沿いの遊歩道



御岳山内のロックガーデン（岩石園）

出典：一般社団法人 青梅市観光協会ホームページ

市域北西部の御岳山や高水三山（高水山、岩茸石山、惣岳山）をはじめとした山々の一部は、「秩父多摩甲斐国立公園」に指定され、自然環境の保全が図られるとともに、**登山道**や河川沿いの**遊歩道**が整備され、ハイキングや森林浴、カヌー等を楽しむため、市内外から多くの人々が訪れています。

また、丘陵地や山間では、トレイルランの大会が開催され、身近に自然にふれあえる環境や資源が豊富にあります。

このように、本市を流れる河川や市街地を取り囲む山々は、みんなに**豊かな暮らし**を届けています。



御岳山から望む青梅市内

出典：一般社団法人 青梅市観光協会ホームページ

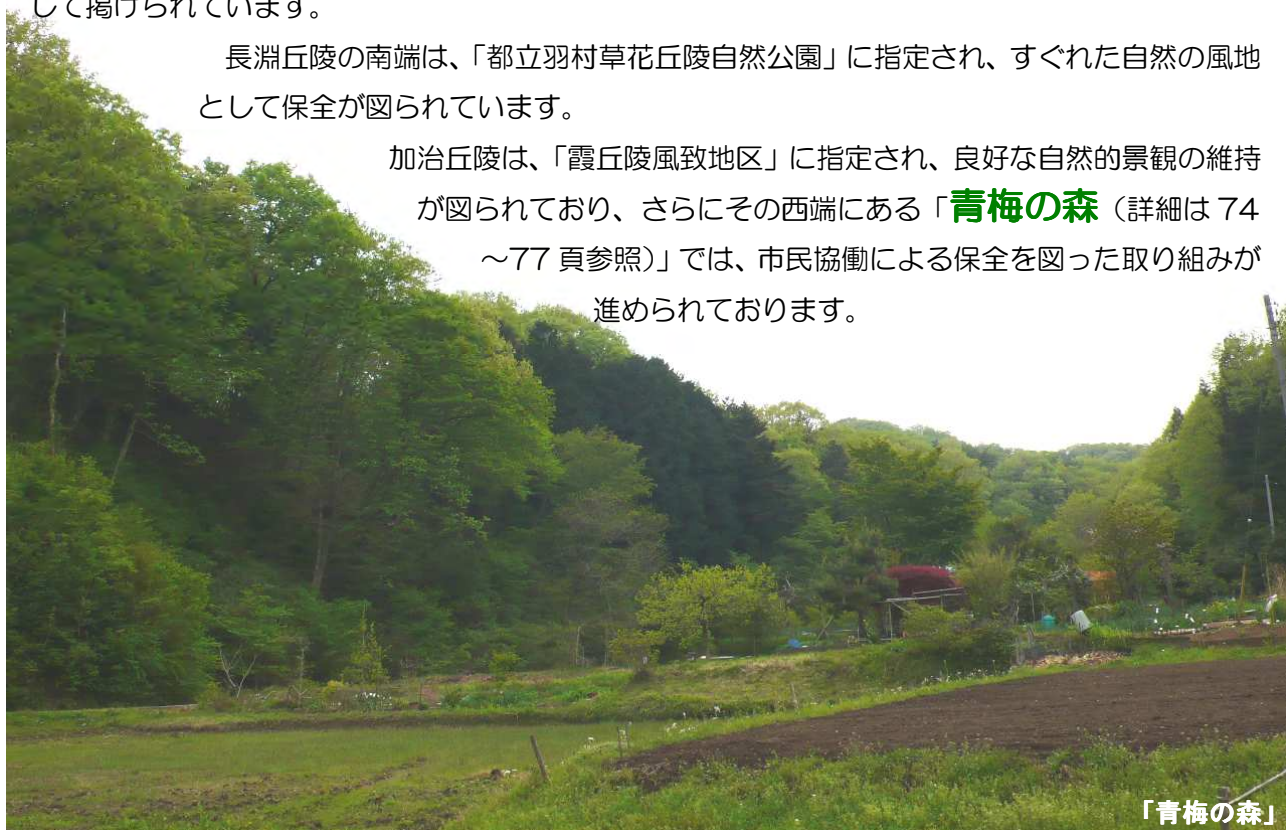
里山の面影を残す丘陵地

市街地を包み込むように分布する**長淵丘陵**や**加治丘陵**は、かつては薪炭林や畑地のある里山として人々に利用されてきましたが、生活様式の変化や化石燃料の普及等に伴い、放置され、荒廃しつつありました。

しかし近年、里山の持つ**生物多様性**や**景観**などの多様な価値が見直され、その活用が検討され始めています。平成 22（2010）年に東京都と区市町村により策定した「**緑確保の総合的な方針**」では、武蔵野の風景の面影を残す緑として丘陵地があげられており、各丘陵地を 1 つの公園と見立てた保全の方針「丘陵地スーパーパーク構想（案）」が先導的に取り組むプロジェクトとして掲げられています。

長淵丘陵の南端は、「都立羽村草花丘陵自然公園」に指定され、すぐれた自然の風地として保全が図られています。

加治丘陵は、「霞丘陵風致地区」に指定され、良好な自然的景観の維持が図られており、さらにその西端にある「**青梅の森**（詳細は 74～77 頁参照）」では、市民協働による保全を図った取り組みが進められています。



「青梅の森」

歴史と文化を継承する**社寺林**と**屋敷林**

江戸時代中期に開花した建築文化によって、青梅の寺社建築は、華々しさ、技巧の複雑さを極めたといわれています。これらの寺社の境内地の緑は、時代を経て生長し、現在でも**社寺林**として残されています。

また、江戸時代初期には、強い風による家屋の破損を防ぐために屋敷林がつくられてきました。現在でも、民家の敷地内に常緑広葉樹を中心とした**屋敷林**をみることができます。

それらの社寺林や屋敷林にあるウメやイチョウ、スギなどの**古木**は、文化財に指定されるなど、当時の歴史と文化を今に伝えています。



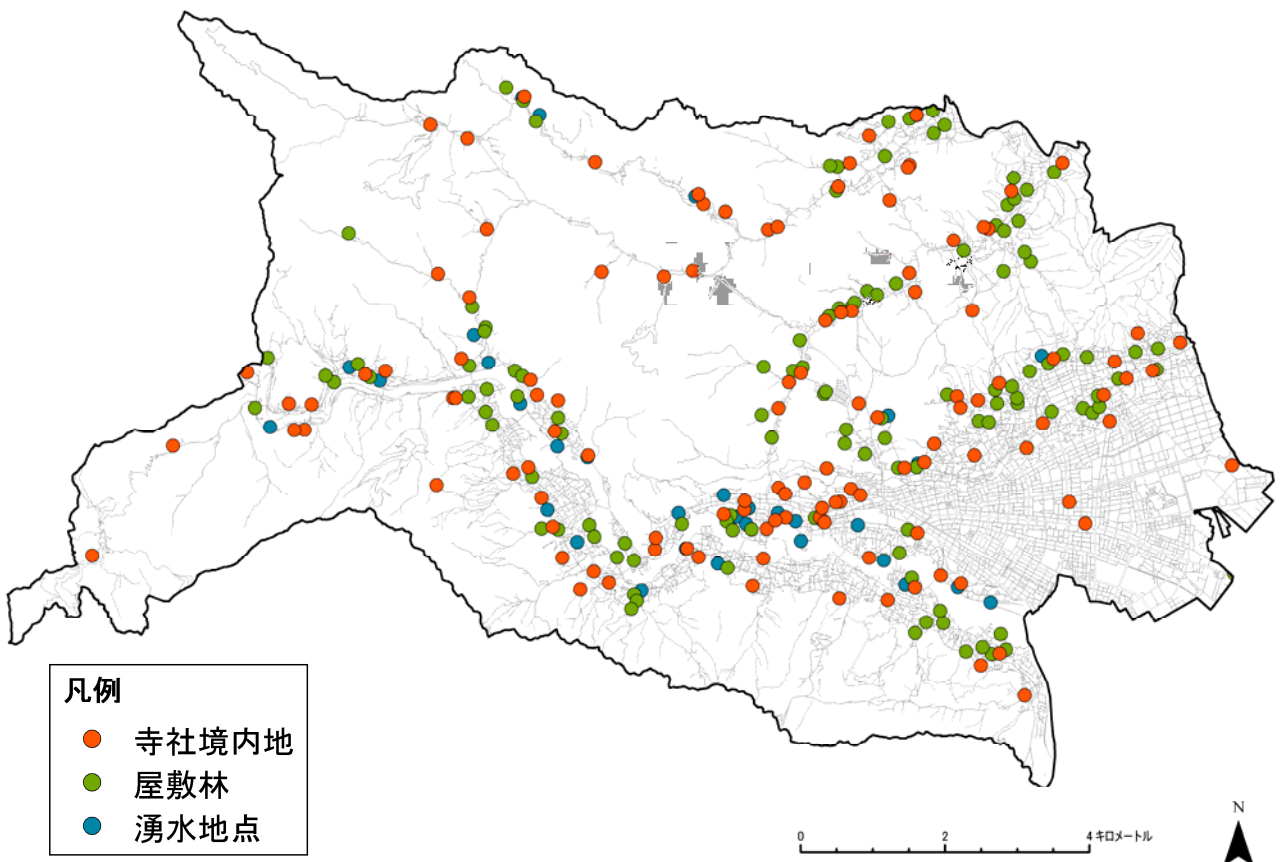
市内の社寺林

多摩川沿いを走る がいせん 崖線樹林

「崖線」とは、河川が台地を浸食することでできた崖地の連なりのことです。この崖線の斜面地にある樹林地のことを**崖線樹林**と呼んでいます。

市内では、多摩川によって形成された河岸段丘に沿って2段の崖線樹林をみることができます。

崖線には**湧水地点**も多く分布し、市街地の貴重な緑と水の空間となっています。



寺社境内地と屋敷林、湧水地点の分布図

資料：寺社林（平成20年）・屋敷林（平成21年）・湧水分布（平成17年）データ（東京都都市整備局）をもとに作成

多摩産材を産出する森林

市域の森林の70%以上を占めている人工林のほとんどは、スギ・ヒノキの針葉樹林であるとともに、全国と比較してもかなり高い割合で私有林となっています。

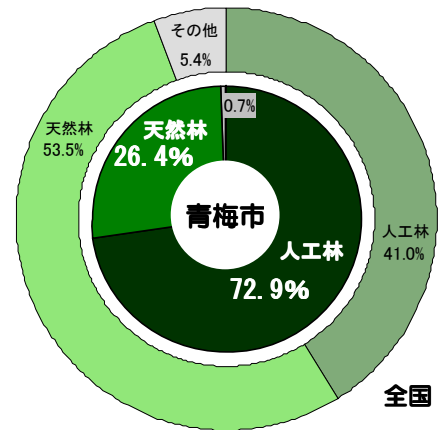
スギ・ヒノキは、植林後50年程度は二酸化炭素の吸収能力が他の樹種よりも高くなっていますが、樹齢が増すほどにその能力は低下し、さらに大量の花粉も飛散させてしまいます。そのため、樹木の更新と周辺の良好な生態系を保つため、主伐や間伐などの適切な手入れを継続的に行う必要があります。

しかし、木材価格の下落、林業従事者の減少などによる全国的な林業の衰退から、本市においても手入れが行き届いていない森林が多くなっています。

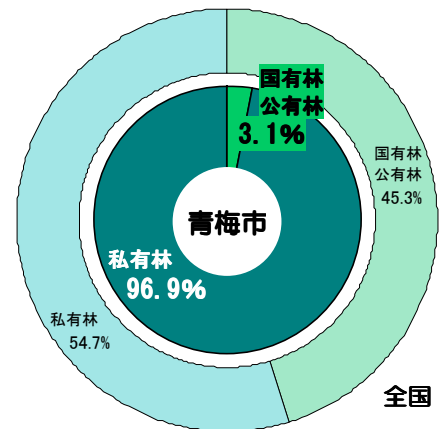
そのような中、若い世代の林業従事者による行政界を越えた主伐や間伐などの請負や、企業や市民による自然体験や保全活動など、さまざまな方法による森林の維持管理が模索され始めています。

一方で、本市を含めた多摩地域の森林から産出される**多摩産材**は、木材輸送の環境負荷の低い地場産材として、市内や都内で建築資材や家具などに利用されています。また、材にできない原木をチップ化したものや製材で発生する木屑をペレット状にしたものを燃料として利用する**木質バイオマス**の活用も図っています。

また、本市にある貯木場では、東京都の花粉対策の一環で伐採された丸太を一時的に貯蔵し、質による選別と市場の需給に応じた供給量の調整等を行い、木材の安定供給による花粉の削減と林業の活性化を図っています。



青梅市と全国の林種別森林面積割合
資料：全国；森林資源の現況（平成24年、林野庁）、青梅市；多摩地域森林計画資料（平成22年度森林資源構成表）をもとに作成



青梅市と全国の保有形態別森林面積割合
資料：2010年世界農林業センサス報告書（平成24年、農林水産省）をもとに作成



床材に多摩産材を用いた多摩川の楓橋



青梅産材（天然紋杉）を用いて新築された青梅市立第二小学校

歴史ある農の継承

本市では、市の名前の一部ともなっている梅郷のウメをはじめとして、沢井のユズ、二俣尾のモモ、さらにイモ類、茶などは、江戸時代から生産されてきました。現在でも、これらの種の多くは市を代表する農産物となっており、**歴史ある農業**が継続しています。

しかし、農地の宅地化や農業従事者の減少、ウメ輪紋ウイルスによる被害（詳細は104頁参照）などにより、農業が衰退傾向にあるのも事実です。

そのような状況の中、施設野菜や植木、^{かま}花卉の栽培、市民農園、観光農園、生産緑地の保全と利用、集团的農地の保全の推進など、農地をさまざまな形態で利用することにより、**農の継承**が図られています。



市内の茶畑

四季折々の緑を愛でる

市内にある公園や寺社では、ウメやツツジ、ショウブなどが四季折々に花を咲かせます。開花時期に合わせて開催される行事には、一面に咲き乱れる花々を愛でるため、市内外から多くの人々が来訪します。

また、**吹上しょうぶ公園**等では、行事の期間中、市民によるガイドボランティアが施設や植栽の情報などの案内をしています。

なお、新緑の季節には、釜の淵公園で市民が日頃の活動や練習の成果を発表する**釜の淵新緑祭**が毎年開催されています。



吹上花しょうぶまつり



釜の淵新緑祭



塩船観音寺つつじ祭り



玉堂美術館周辺

緑に包まれた文化・芸術

本市は、美しい水と緑あふれる風景の中、文豪や芸術家が創作活動に励んだゆかりの地として知られ、市内の**美術館**等では、彼らのさまざまな作品を鑑賞することができます。

青梅市立美術館や玉堂美術館をはじめとしたそれらの建物の多くは、緑豊かな美景に包まれた青梅を象徴するような景勝地に建てられおり、作品の鑑賞はもちろんのこと、敷地内の庭園や、近隣の樹林地、吉野梅郷では市民の庭を公開した**オープンガーデン**、河川沿いを散策することで緑を楽しむこともできます。

もてなす緑

河辺駅、東青梅駅、青梅駅は、本市の中心市街地として位置づけられています。各駅のロータリーなどには、ケヤキやウメなどが植栽され、緑豊かな青梅の**玄関口**となっています。

道路沿いにある**コミュニティー花壇**やシティースポット花壇では、市民との協働による管理がなされ、色とりどりの草花により、来訪者をもてなす演出がされています。



河辺駅



東青梅駅



青梅駅

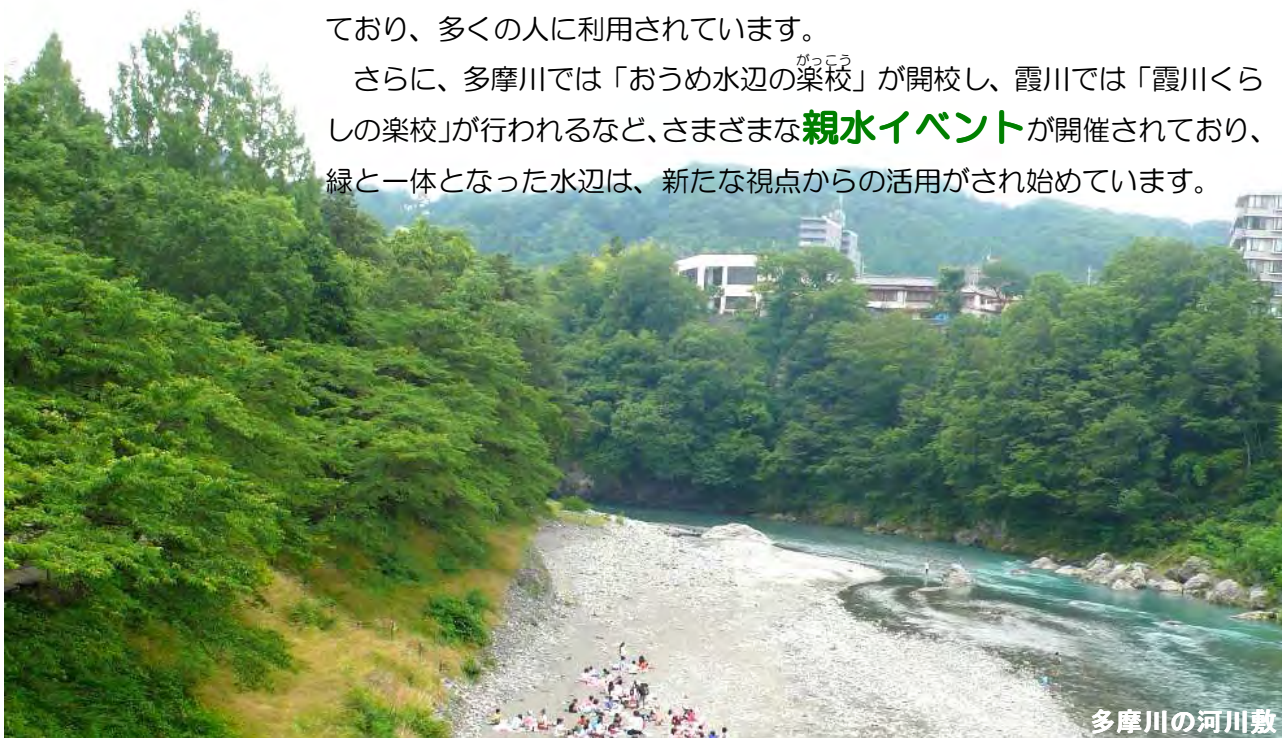


コミュニティー花壇

緑と一体となった親水空間

市内を流れる多摩川や霞川では、河川敷などが公園緑地等として整備されており、多くの人に利用されています。

さらに、多摩川では「おうめ水辺の**楽校**^{がっこう}」が開校し、霞川では「霞川くらしの楽校」が行われるなど、さまざまな**親水イベント**が開催されており、緑と一体となった水辺は、新たな視点からの活用がされ始めています。



多摩川の河川敷

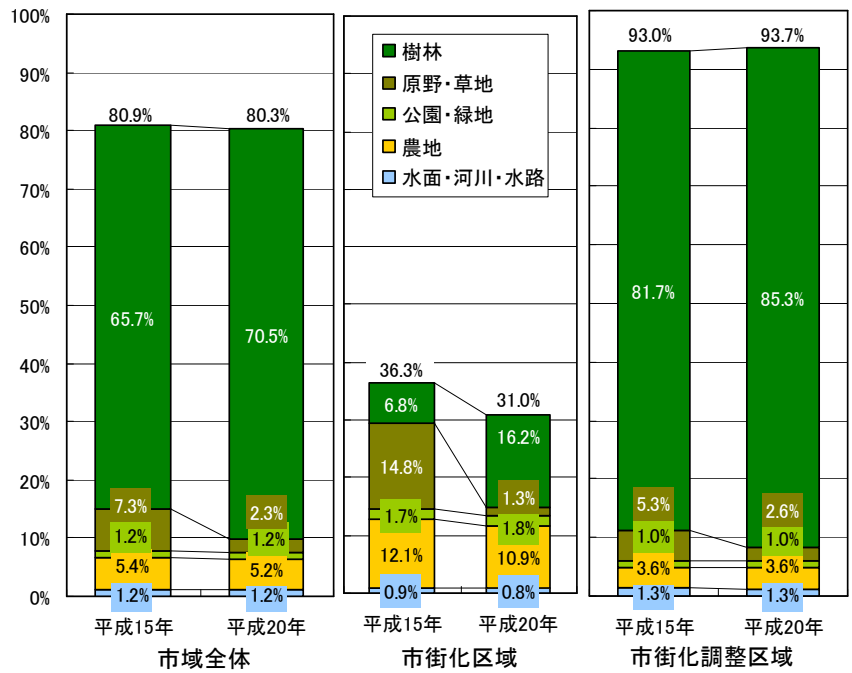
3 青梅市の緑の現況

1) 上空から見た「みどり」

市内には、東部の市街地を除く市域全体に樹林が分布し、その間を東西に流れる多摩川の周囲には、原野・草地や公園・緑地、農地が点在しています。

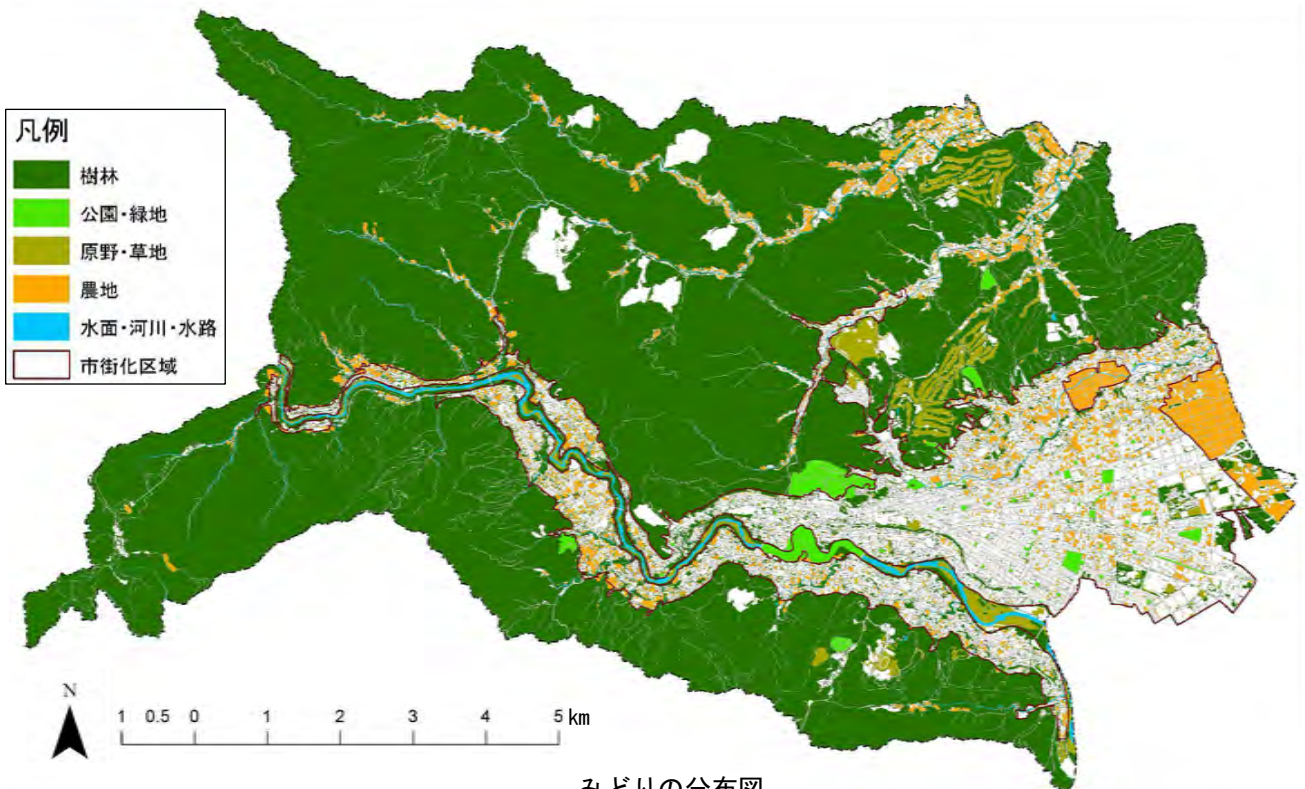
平成20(2008)年の市域全体の「みどり率※」は80.3%となっています。

平成15(2003)年から平成20(2008)年にかけて、市域全体のみどり率は、わずかに減少していますが、市街化区域では、36.3%から31.0%と、5%以上減少しています。



みどり率の変遷

資料：みどり率データ(平成15年・平成20年、東京都環境局)をもとに作成



みどりの分布図

資料：みどり率データ(平成20年、東京都環境局)をもとに作成

※みどり率

東京都では2000(平成12)年策定の「緑の東京計画」において、緑の指標として「みどり率」を設定しています。みどり率は、緑の機能を考慮して、樹林や原野・草地等の他に、公園や水面等を加えた面積が、対象とする地域面積に占める割合を示したものです。

本計画においても、緑を把握する指標として「みどり率」を用いることとします。

2) 公園緑地等の状況

「持続性のある緑地※」の中でも、特に公共性の高い「公園緑地等の都市施設とする緑地（以下、公園緑地等）」は、市内に 245 箇所、約 1,063,000m²が供用され、市民一人あたりの公園面積は 7.7m²/人となっています。

また、整備することが必要な施設として都市計画決定されているものの、供用をしていない未供用を含めた公園緑地等は、およそ 2 倍弱の約 1,821,000m²が確保され、市民一人あたりの公園面積は 13.2m²/人と、他都市と比較しても高くなっています。

公園緑地等の分布状況をみると、市街化区域にほとんどの都市公園があり、都市公園の少ない市街化調整区域には、児童遊園や運動広場などの公園緑地等が分布しています。

公園緑地等の規模に合わせて 250m 圏、500m 圏、1,000m 圏を引き、歩いていける範囲の公園の配置状況をみてみると、ほとんどの住居地域で公園緑地等が充足していることがわかります。

公園緑地等の面積

公園緑地等の分類		供用		未供用含む※ ²	
		箇所数	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)
都市公園法・ 条例委任の適用公園	都市公園	95	591,580	97※ ³	1,358,071
	市民一人あたりの※¹ 都市公園の面積	4.3 m²/人		9.8 m²/人	
	都市公園以外の公園 (青梅市公園条例)	5	105,804	5	105,804
	児童遊園 (青梅市児童遊園条例)	50	39,814	50	39,814
	その他条例等による公園	3	102,814	3	102,814
	条例以外の公園	8	25,869	8	25,869
	小計	161	865,882	163	1,632,372
	市民一人あたりの※¹ 都市公園法・ バリアフリー法条例 委任の適用公園の面積	6.3 m²/人		11.8 m²/人	
その他の 公園緑地等	運動広場	80	177,356	80	177,356
	その他の公園	4	20,126	4	11,027
合計		245	106,3364	247	1,820,755
市民一人あたりの※¹ 公園緑地等の面積		7.7 m²/人		13.2 m²/人	

※¹ 平成 25 年 4 月 1 日現在の人口：138,431 人

※² 都市計画決定しているものの供用をしていない未供用を含む公園緑地等のこと。

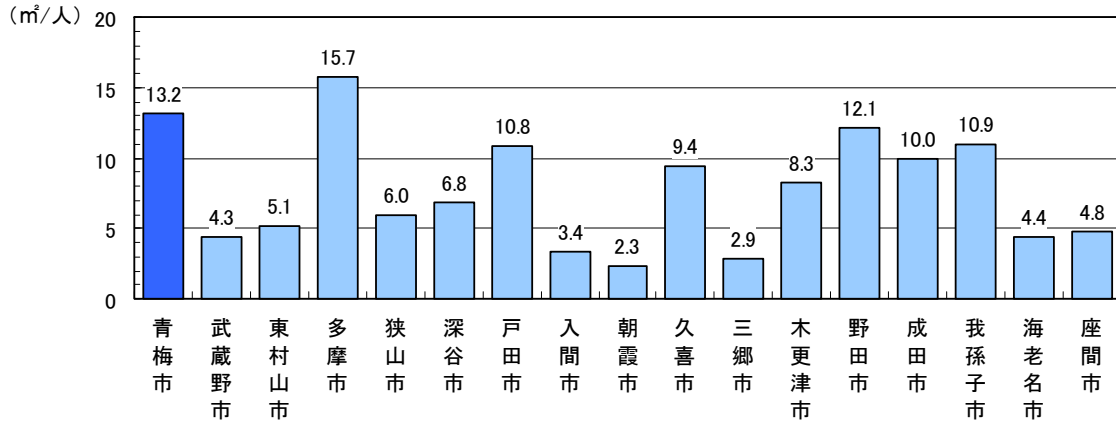
なお、未供用の区域は、現状を保全することで、緑地としてのオープンスペースの機能や公開性、持続性の確保を図るほか、本計画の計画期間に限定せず、将来的に公園整備を進める予定の区域となっている。

※³ 物見塚公園、新町緑地を含む。

※持続性のある緑地

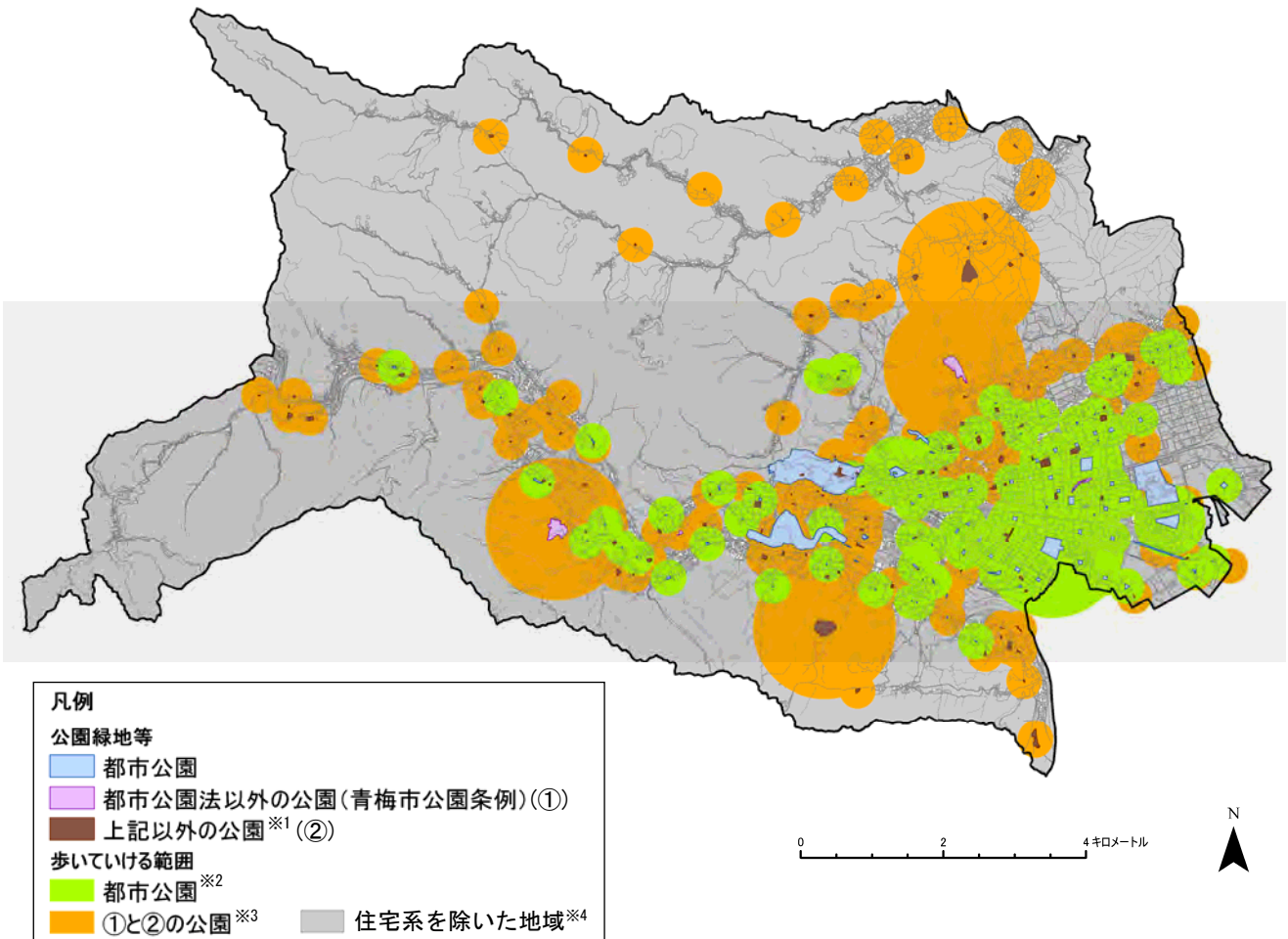
本計画において、整備、保全の対象となる公共性のある緑を「持続性のある緑地」として把握します。

この緑地を公共性・担保性の高い順に、「公園緑地等の都市施設とする緑地」、「制度上安定した緑地」、「社会通念上安定した緑地」の 3 つに分類しています（詳細は 32 頁参照）。



市民一人あたりの公園緑地面積の都市別比較
(人口12~16万人の東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一部)

資料：平成24年度版 公園緑地マニュアル（平成24年、一般社団法人日本公園緑地協会）をもとに作成



- ※1 児童遊園、その他条例等による公園、条例以外の公園、運動広場、その他の公園
- ※2 地区公園=半径1,000m、近隣公園=半径500m、街区公園=半径250m
- ※3 4ha以上の公園=半径1,000m、2ha~4haの公園=半径500m、2ha未満の公園=半径250m
- ※4 土地利用分類のうち「独立住宅」、「集合住宅」、「住居併用工場」を除いた地域

公園緑地等の分布図

資料：都市公園等開園データ（平成19年）・平成19年度土地利用現況調査（東京都都市整備局）、青梅市都市計画基礎調査をもとに作成

4 緑のまちづくりにあたっての課題

緑を取り巻く現況を踏まえ、緑の役割別に課題を整理するとともに、従前の計画の施策の進捗状況や市民意向から従前の計画の基本方針ごとの課題を整理しました（詳細は 121～124 頁参照）。さらに、それらの課題と上位・関連計画の要請から総合的な課題を整理しました。

緑の役割別の課題

環境

- ・御岳山や高水三山などの山林や長淵丘陵、加治丘陵、多摩川などの、まちの骨格となり、快適な暮らしを支える緑の保全
- ・食料・木材生産の他、生態系保全、郷土景観の形成などの農林地の持つ多様な機能を見直し、利用を推進
- ・ウメ輪紋ウイルス対策の推進
- ・生物多様性の確保や環境問題への対応など、自然体験や環境教育等による緑に関する普及啓発の推進

景観

- ・御岳山や高水三山などの山林や、長淵丘陵、加治丘陵などの緑による、かつての「杣保」のような郷土景観の伝承
- ・崖線樹林や社寺林、梅の名木・古木など、各地域を特徴づける自然景観の保全
- ・街道沿いや商店街、駅周辺などでの緑を用いた賑わいや風格の演出

交流・観光

- ・世代間の交流や地域コミュニティの醸成の場となるオープンガーデンのような緑と身近にふれあえる空間づくりの検討
- ・後継者不足等により衰退傾向にある農林業において、体験活動やボランティア支援などを通じた農林地の利用・活用方策の検討
- ・ハイキングコースや美術館、寺社、観光農園などの歴史・文化・観光資源における、緑を用いた活用方策の検討
- ・高齢者・障害者や子育て世代、本市を訪れた人などが利用したくなる魅力的な公園緑地等の充実

防災

- ・大地震やゲリラ豪雨による土砂災害の発生を防止するための山林の適切な維持管理
- ・防災拠点や避難地となる公園緑地等や農地のオープンスペースの確保
- ・公園緑地等における効率的・効果的な管理による緑のもつ防災機能の向上

従前の計画の基本方針ごとの課題

青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

- ・「青梅の森」の保全や市民協働による管理体制の充実
- ・保全活動等によって産出される材木の再利用方策の検討
- ・山地や丘陵地における健全な森林資源の維持造成の推進
- ・山地や丘陵地における遊歩道や散策路等の充実やイベント等の取り組みの検討
- ・崖線樹林の維持管理と保全体制の充実
- ・河川の水辺環境の保全と良好な景観形成の推進
- ・河川の親水性の向上とさらなる活用の促進
- ・農地の保全と利用促進に向けた取り組みの検討

まちにゆとりとうるおいをもたらす緑の基盤をつくります

- ・安全・快適に利用できる公園となるよう、計画的な施設改修や市民参加による植栽等の管理の推進
- ・さまざまな世代の利用ニーズに対応した公園改修の検討
- ・緑のネットワークの質の向上を図り、沿道の緑の適切な維持管理を継続

市民の参加・協力により身近な緑づくりを進めます

- ・まちの顔である駅前や幹線道路沿いにおける質の高い緑を用いた修景
- ・市民協働による緑に関する活動への継続的な支援
- ・緑に関する普及啓発の機会と緑と身近にふれあうことのできる場づくりを推進
- ・民有地の緑化モデルとなるように、公共施設の緑化を積極的に推進
- ・沿道の生け垣化を含めた民有地の緑化支援策を検討
- ・緑に関わる人材育成とその人材が活動できる場と機会の提供を検討

上位計画・関連計画の要請

- ・総合長期計画、都市計画マスタープランと連携した緑の基本計画の見直し
- ・農林業振興施策と整合した森林・農地の保全・活用の視点の充実
- ・青梅市の関連計画の策定、変更等に合わせた見直し
- ・東京都の諸計画との整合性の確保

総合的な課題

かつての「杣保」を伝承するような自然豊かな山地や丘陵地の保全

多摩川をはじめとした河川における、緑と一体となった水辺環境の保全と良好な景観形成の推進

多摩川沿いを走る崖線樹林の保全

歴史ある農林業が営まれてきた農林地の育成・利用促進

歴史・文化に育まれてきた社寺林や屋敷林などの保全

ウメ輪紋ウイルスへの対策と梅の里再生・復興の推進

緑資源の歴史・文化・観光資源としての活用方策の検討

緑に関する活動の協働体制の充実や活動機会の提供

「杣保」の歴史を伝えるなど、緑に関する普及啓発の機会の充実

緑と身近にふれあうことのできる緑の拠点づくりの検討

さまざまな世代の利用ニーズに対応した、利用したくなる緑の拠点の充実

緑に関わる人材育成と活動のネットワーク体制の検討

青梅の顔となる場所における、「杣保」に培われた緑豊かな青梅をPRするような緑を用いた修景

快適な生活環境を支える民有地や公共公益施設の緑の充実

基本理念と基本方針へ